

別添

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 (略) (1)、(2) (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添3から17及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日厚生省社援発164号本職通知。以下「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱」という。)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づく	別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 (略) (1)、(2) (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添3から17及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日厚生省社援発164号厚生事務次官通知。以下「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱」という。)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う

りの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

〈削除〉

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添 1.8 から 2.2 に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。

(5) 寄り添い型相談支援事業（全国支業援事業）
（略）

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。

ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1)、(2) （略）

(3) 地域福祉増進事業

ア～ウ （略）

〈削除〉

地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(4) 生活困窮者自立促進支援モデル事業

実施要綱の別添1.8に基づき、生活困窮者の自立の促進を図るため、それぞれの状態に応じた自立・就労支援等の体制の構築とともに、それらを包括的に提供する相談支援体制を構築し、総合的な取り組みとして実施する事業。

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添 1.9 から 2.3 に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。

(6) 寄り添い型相談支援事業（全国支業援事業）
（略）

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(6)により算出された額の合計額とする。

ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1)、(2) （略）

(3) 地域福祉増進事業

ア～ウ （略）

(4) 生活困窮者自立促進支援モデル事業

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業 ア～ウ (略) (5) 寄り添い型相談支援事業 (全国支業援事業) (略) (交付額の下限) 5 (略) (補助金の概算払) 6 (略) (交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) ～ (21) (略) <u>〈削除〉</u>	<u>ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>イ アにより選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</u> (5) 中国残留邦人等地域生活支援事業 ア～ウ (略) (6) 寄り添い型相談支援事業 (全国支援事業) (略) (交付額の下限) 5 (略) (補助金の概算払) 6 (略) (交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) ～ (21) (略) <u>(22) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号) 第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものについては、この補助金に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類</u>
--	--

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 社会福祉推進事業採択法人は、別紙様式 4 による申請書に関係書類を添えて、毎年度7月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
ア 市区町村長は、別紙様式 6 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式 3 に添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (4) 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、別紙様式 5 による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（当該法人を所管する府省が厚生労働省以外の場合はその所管府省を含む。）に報告しなければならない。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式 4 による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 社会福祉推進事業採択法人は、別紙様式 5 による申請書に関係書類を添えて、毎年度7月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
ア 市区町村長は、別紙様式 7 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (4) 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、別紙様式 6 による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。ただし、地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」については、別紙様式7又は別紙様式8による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 (略)

(交付決定の通知)

11 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定（又は変更交付決定）があったときは、市区町村長に対し、別紙様式9又は別紙様式10により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 社会福祉推進事業採択法人は、事業が完了したときは、別紙様式

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。ただし、地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」については、別紙様式8又は別紙様式9による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 (略)

(交付決定の通知)

11 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定（又は変更交付決定）があったときは、市区町村長に対し、別紙様式10又は別紙様式11により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 社会福祉推進事業採択法人は、事業が完了したときは、別紙様式

1.2による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市区町村長は、別紙様式1.4による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式1.1に添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(4) 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（7（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式1.3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式1.5により速やかに確定の通知を行うものとする。

1.3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市区町村長は、別紙様式1.5による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式1.2に添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(4) 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（7（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式1.4による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式1.6により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還) 14 (略) (その他) 15 (略)	(補助金の返還) 14 (略) (その他) 15 (略)
--	--

別紙様式 1 (略)
別紙様式 2 (略)

〈削除〉

別紙様式 1 (略)
別紙様式 2 (略)

別紙様式 3

平成 年度補助金等支出明細書

特別民法法人名

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円 (B)
(2) (1) 以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託の割合		% (B / A)

（注）千円未満の端数は四捨五入すること。

別紙様式 3

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。
なお、管内市（区）町村分については申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので併せて提出する。

1 国庫補助金申請額	金	円
都 道 府 県	） 分	金
指 定 都 市		
中 核 市		
市（区）町村分		金 円

2 添付書類

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別申請額内訳書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) その他参考となる書類

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円（A）
前回までの交付決定額	金	円（B）
差引今回変更増△減額	金（A）－（B）	円

別紙様式 4

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。
なお、管内市（区）町村分については申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので併せて提出する。

1 国庫補助金申請額	金	円
都 道 府 県	） 分	金
指 定 都 市		
中 核 市		
市（区）町村分		金 円

2 添付書類

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別申請額内訳書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) その他参考となる書類

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円（A）
前回までの交付決定額	金	円（B）
差引今回変更増△減額	金（A）－（B）	円

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

都道府県
指定都市
中核市名

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位：円)

区 分	区 分	総事業費	交付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	適定額	県・指定都市・中核市補助基本額	県・指定都市・中核市補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額
		A	B	(A-B) C	D	E	F	G	H	I	J	K	(J-K) L
生活保護適正実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業												
	計												
	(2) 生活保護法施行事務推進事業												
	(3) 生活保護適正化事業												
	(4) 業務効率化事業												
	(補助率1/2分) (所掲)												
	(5) 町村福祉事務所設置推進支援事業												
	計												
	(6) 地域福祉基盤整備事業												
	(7) 地域福祉等推進特別支援事業												
	(8) 安心生活基盤構築事業(うち安心生活創出推進事業分)												
	(9) 本県現代生活支援事業												
	(10) 生活型学習推進特別事業												
地域福祉推進事業	(11) ひきこもり対策推進事業												
	(12) 地域生活定着促進事業												
	計												
	(13) 中国残留邦人等地域生活支援事業												
	小 計												
地域福祉推進事業	(14) 自立支援プログラム策定実施推進事業												
	(15) 地域福祉基盤整備事業												
	(16) 地域福祉支援事業												
	(17) 地域福祉等推進特別支援事業												
	(18) 安心生活基盤構築事業(うち日常生活自立支援事業分)												
	(19) うち前年度比増加分(補助率3/4分) (所掲)												
	(20) 生活型学習推進特別事業												
	計												
	小 計												
	合 計												

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(13)及び(15)については1欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)及び(16)から(18)及び(20)については、1欄にはF欄とI欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
4 (6) (9) (10) (15) (16)のA欄からJ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書(地域福祉推進事業分)」に倣って記載すること。
5 1欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

都道府県
指定都市
中核市名

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位：円)

区 分	区 分	総事業費	交付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	適定額	県・指定都市・中核市補助基本額	県・指定都市・中核市補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額
		A	B	(A-B) C	D	E	F	G	H	I	J	K	(J-K) L
生活保護適正実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業												
	計												
	(2) 生活保護法施行事務推進事業												
	(3) 生活保護適正化事業												
	(4) 業務効率化事業												
	(補助率1/2分) (所掲)												
	(5) 町村福祉事務所設置推進支援事業												
	計												
	(6) 地域福祉基盤整備事業												
	(7) 地域福祉等推進特別支援事業												
	(8) 安心生活基盤構築事業(うち安心生活創出推進事業分)												
	(9) 地域福祉・人材育成支援事業												
	(10) ひきこもり対策推進事業												
地域福祉推進事業	(11) 地域生活定着促進事業												
	計												
	(12) 生活型学習推進特別事業												
	(13) 中国残留邦人等地域生活支援事業												
	小 計												
地域福祉推進事業	(14) 自立支援プログラム策定実施推進事業												
	(15) 地域福祉基盤整備事業												
	(16) 地域福祉支援事業												
	(17) 地域福祉等推進特別支援事業												
	(18) 安心生活基盤構築事業(うち日常生活自立支援事業分)												
	(19) うち前年度比増加分(補助率3/4分) (所掲)												
	(20) 生活型学習推進特別事業												
	計												
	小 計												
	合 計												

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(13)及び(15)については1欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)及び(16)から(18)及び(20)については、1欄にはF欄とI欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
4 (6) (9) (10) (15) (16)のA欄からJ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書(地域福祉推進事業分)」に倣って記載すること。
5 1欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中 核 市 名

（単位：円）

区 分 種 目			総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額		
			A	B	(A－B)C	D	E	F	G	H	I	J		
直 接 補 助	地域福祉 基盤整備事業	民生委員・児童委員研修事業												
		福祉人材 確保推進事業	福祉人材確保重点事業											
			介護福祉士等 修学資金貸付事業											
			都道府県鳴鶴吸引等研修事業											
			社会福祉法人指導監督事業											
			社会福祉法人新会計基準研修事業											
			消費生活協同組合指導監督事業											
			災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業											
			小 計											
	地域福祉 基盤整備事業	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業												
		災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業												
	地域福祉 支援事業	生活福祉資金 貸付事業	貸付事業推進費（事務費）											
			貸付事業推進費 （事務費（定額分））											
			貸付原資（要保護分）											
			貸付原資（徴基災害分）											
			貸付原資（一般分）											
		運営適正化委員会設置運営事業												
小 計														

（記入要領）

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
(2) I欄は、F欄の額を記入すること。
(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

- (1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 所要額算出内訳書

自立支援プログラム策定実施推進事業、生活保護適正実施推進事業 （略）

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中 核 市 名

（単位：円）

区 種 目			総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
			A	B	(A－B)C	D	E	F	G	H	I	J
直 接 補 助	地域福祉 基盤整備事業	民生委員・児童委員研修事業										
		福祉人材 確保推進事業	福祉人材確保重点事業									
		介護福祉士等 修学資金貸付事業										
		都道府県格差吸引等研修事業										
		社会福祉法人指導監督事業										
		社会福祉法人新会計基準研修事業										
		消費生活協同組合指導監督事業										
		災害救助 広域支援事業	災害救助広域支援事業									
		災害救助 広域支援事業	災害救助（東海） 広域支援事業									
	小 計											
間 接 補 助	地域福祉 基盤整備事業	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業										
	地域福祉 支援事業	貸付事業推進費（事務費）										
		貸付事業推進費 （事務費（定額分））										
		貸付原資（要保護分）										
		貸付原資（災害被害分）										
		貸付原資（一般分）										
	運営適正化委員会設置運営事業											
	小 計											

（記入要領）

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
(2) I欄は、F欄の額を記入すること。
(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

- (1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 所要額算出内訳書

自立支援プログラム策定実施推進事業、生活保護適正実施推進事業 （略）

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	—	別添 1 のとおり
	地域福祉支援事業	—	別添 2 のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	—	別添 3 のとおり
	安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分)	—	別添 4 のとおり
	安心生活基盤構築事業 (うち日常生活自立支援事業分)	—	別添 5 のとおり
	生涯現役活躍支援事業	—	別添 6 のとおり

(都道府県・指定都市：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	ひきこもり対策推進事業 (1 か所目)	報 酬	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		計	
	ひきこもり対策推進事業 (2 か所目)	報 酬	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		計	
合 計			

注 ひきこもり地域支援センター1 か所ごとに、積算すること。

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	—	別添 1 のとおり
	地域福祉支援事業	—	別添 2 のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	—	別添 3 のとおり
	安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分)	—	別添 4 のとおり
	安心生活基盤構築事業 (うち日常生活自立支援事業分)	—	別添 5 のとおり
	地域資源・人材育成支援事業	—	別添 6 のとおり

(都道府県・指定都市：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	ひきこもり対策推進事業 (1 か所目)	報 酬	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		計	
	ひきこもり対策推進事業 (2 か所目)	報 酬	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		計	
合 計			

注 ひきこもり地域支援センター1 か所ごとに、積算すること。

(都道府県：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域生活定着促進事業	報 酬	
		給 料	
		職 員 手 当	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		計	

〈削除〉

(都道府県：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域生活定着促進事業	報 酬	
		給 料	
		職 員 手 当	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		計	

（都道府県・指定都市・中核市名： ）

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者自立促進支援 モデル事業	生活困窮者支援モデル事業	給 料	
		職 員 手 当 等	
		報 酬	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		賃 金	
		需 用 費	
		（ 消 耗 品 費 ）	
		（ 燃 料 費 ）	
		（ 印 刷 製 本 費 ）	
		（ 修 繕 費 ）	
		（ 食 料 費 ）	
		使 用 料	
		賃 借 料	
		役 務 費	
		（ 通 信 運 搬 費 ）	
		（ 保 険 料 ）	
		（ 手 数 料 ）	
		委 託 料	
		備 品 購 入 費	
		負 担 金	
		社	

事業計画書
災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

1. 実施主体（ネットワーク本部事務局）

ア 実施主体名	
イ 担当部署	
ウ 担当者	
エ 電話番号	
オ e-mail	

注）都道府県知事が認める社会福祉法人等が実施主体となる場合には、都道府県及び社会福祉法人等の双方について記載

2. 事業計画

事業名				
事業内容				
事業を実施する必要性及び期待される効果				
研修・訓練等※	実施予定回数	回	参加予定者数	名
ネットワークの構成予定団体とその役割	構成団体名		役割分担等の具体的内容	

※ 災害福祉支援チームの研修、訓練等を予定している場合には、実施予定回数及び参加予定者数について記載すること。

〈新設〉

別添 8 - 2

事業計画表

	H 2 6 . 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
事業実施内容	〇日 〇〇検討会 〇~〇日 〇〇研修会					

	1 0 月	1 1 月	1 2 月	H 2 7 . 1 月	2 月	3 月
事業実施内容						

別添 8－3

〈新設〉

(支出予定額内訳)

科 目	対象経費支出予定額	積算内訳
	円	円
報償費		
旅費		
賃金		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
食糧費		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費		
雑役務費		
通信運搬費		
保険料		
手数料		
委託料		
(委託料内訳も明記)		
備品購入費		
(単価 3 0 万円未満)		
合 計		

(別紙2)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別所要額内訳

新道町農名

(単位：円)

区分	区 域	事業費	交付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	決定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	交付決定額	差引国庫補助金所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	(I-J)K
市区町村分	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業										
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 {(3)業務効率化事業 (補助率1.5/2分)(所属) (4)町村事務所設置推進支援事業										
	計											
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業 (6)地域福祉等推進特別支援事業 (7)安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8)生涯学習活動支援事業 (9)生涯学習活動推進事業 (補助率1.0/1.0分)(所属)										
	計											
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業											
	小 計											
	合 計											
	計											
	計											
直轄補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業										
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 {(3)業務効率化事業 (補助率1.5/2分)(所属) (4)町村事務所設置推進支援事業										
	計											
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業 (6)地域福祉等推進特別支援事業 (7)安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8)生涯学習活動支援事業 (9)生涯学習活動推進事業 (補助率1.0/1.0分)(所属)										
	計											
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業											
	小 計											
	合 計											
	計											
	計											
間接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業										
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 {(3)業務効率化事業 (補助率1.5/2分)(所属) (4)町村事務所設置推進支援事業										
	計											
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業 (6)地域福祉等推進特別支援事業 (7)安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8)生涯学習活動支援事業 (9)生涯学習活動推進事業 (補助率1.0/1.0分)(所属)										
	計											
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業											
	小 計											
	合 計											
	計											
	計											

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(10)については、F欄にはF欄の額を、I欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
また、(11)から(13)については、J欄にはJ欄とE欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、平均未満の増減が生じた場合は切り捨てること。)

(別紙2)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別所要額内訳

新道町農名

(単位：円)

区分	区 域	事業費	交付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	決定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	交付決定額	差引国庫補助金所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	(I-J)K
市区町村分	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業										
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 {(3)業務効率化事業 (補助率1.5/2分)(所属) (4)町村事務所設置推進支援事業										
	計											
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業 (6)地域福祉等推進特別支援事業 (7)安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8)生涯学習活動支援事業 (9)生涯学習活動推進事業 (補助率1.0/1.0分)(所属)										
	計											
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業											
	小 計											
	合 計											
	計											
	計											
直轄補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業										
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 {(3)業務効率化事業 (補助率1.5/2分)(所属) (4)町村事務所設置推進支援事業										
	計											
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業 (6)地域福祉等推進特別支援事業 (7)安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8)生涯学習活動支援事業 (9)生涯学習活動推進事業 (補助率1.0/1.0分)(所属)										
	計											
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業											
	小 計											
	合 計											
	計											
	計											
間接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業										
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 {(3)業務効率化事業 (補助率1.5/2分)(所属) (4)町村事務所設置推進支援事業										
	計											
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業 (6)地域福祉等推進特別支援事業 (7)安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8)生涯学習活動支援事業 (9)生涯学習活動推進事業 (補助率1.0/1.0分)(所属)										
	計											
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業											
	小 計											
	合 計											
	計											
	計											

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(10)については、F欄にはF欄の額を、I欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
また、(11)から(13)については、J欄にはJ欄とE欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、平均未満の増減が生じた場合は切り捨てること。)

別紙様式 4

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分)の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円
(注) 国庫補助所要額を記入すること。

2 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）所要額調書（別紙 1）

3 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙2）

4 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本。
(注1) 予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等、②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書)及び事業実績報告書。

(3) その他(事業の内容について参考となる資料を添付すること。)

別紙 1, 2 (略)

別紙様式5

番 号
 年 月 日

厚生労働大臣　〇〇〇〇　殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分)の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円
(注) 国庫補助所要額を記入すること。

2 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）所要額調書（別紙1）

3 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙2）

4 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本。
(注1) 予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書)及び事業実績報告書。

(3) その他(事業の内容について参考となる資料を添付すること。)

別紙 1、2 (略)

別紙様式 5

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業 (全国支援事業分)) の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書 (別記 1)
- (2) 対象経費支出予定額算出明細書 (別記 2)
- (3) 事業計画書 (別記 3)
- (4) 直近の事業報告及び決算報告 (又は事業計画及び収支予算)
- (5) 業務実施体制を明らかにした書類
- (6) その他参考となる書類

別記 1 ～ 3 (略)

別紙様式 6

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業 (全国支援事業分)) の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書 (別記 1)
- (2) 対象経費支出予定額算出明細書 (別記 2)
- (3) 事業計画書 (別記 3)
- (4) 直近の事業報告及び決算報告 (又は事業計画及び収支予算)
- (5) 業務実施体制を明らかにした書類
- (6) その他参考となる書類

別記 1 ～ 3 (略)

別紙様式 6

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別紙）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金	(A) - (B) 円

別紙様式 7

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別紙）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金	(A) - (B) 円

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

市(区)町村名

(単位:円)

1 市(区)町村分総表

区 分 目		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額	
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	(I-J)K	
直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
		計											
	生活保護適正実施推進事業	(2) 生活保護適正化事業											
		(3) 業務効率化事業											
		… (補助率1/2分) (再掲)											
		(4) 町村福祉事務所設置 設置推進支援事業											
		計											
	地域福祉増進事業	(5) 地域福祉基盤整備事業											
		(6) 地域福祉等推進特別支援事業											
		(7) 安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創設推進事業分)											
		(8) 生涯現役活躍支援事業											
		(9) 生涯現役推進特別事業											
		… (補助率1.0/1.0) (再掲)											
	計												
(10) 中国残留邦人等地域生活支援事業													
間接補助	(11) 自立支援プログラム策定実施推進事業												
	地域福祉増進事業	(12) 地域福祉等推進特別支援事業											
		(13) 生涯現役活躍支援事業											
合 計													

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(10)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(13)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

2 所要額算出内訳書

自立支援プログラム策定実施推進事業、生活保護適正実施推進事業 (略)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

市(区)町村名

(単位:円)

1 市(区)町村分総表

区 分 目		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額	
		A	B	(A－B)C	D	E	F	G	H	I	J	(I－J)K	
直 接 補 助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
		計											
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業											
		{3}業務効率化事業											
		(補助率1／2分)(再掲)											
		(4)町村福祉事務所設置 設置推進支援事業											
		計											
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業											
		(6)地域福祉等推進特別支援事業											
		(7)安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創設推進事業分)											
		(8)地域資源・人材育成支援事業											
		計											
	(9)生活困難者自立促進支援モデル事業												
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業												
間 接 補 助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業											
		(13)地域資源・人材育成支援事業											
		合 計											

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(10)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(13)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

2 所要額算出内訳書

自立支援プログラム策定実施推進事業、生活保護適正実施推進事業 (略)

(市(区)町村名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業 (社会福祉法人指導監督事業 (補助率1／2分))	旅 費	
		計	
	地域福祉等 推進特別支援事業	—	別添のとおり
	安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分)	—	別添のとおり
	<u>生涯現役活躍支援事業</u>	—	別添のとおり

(削除)

(市(区)町村名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業 (社会福祉法人指導監督事業 (補助率1／2分))	旅 費	
		計	
	地域福祉等 推進特別支援事業	—	別添のとおり
	安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分)	—	別添のとおり
	<u>地域資源・人材育成支援事業</u>	—	別添のとおり
<u>生活困窮者自立促進支援 モデル事業</u>	<u>生活困窮者支援モデル事業</u>	<u>給 料</u>	
		<u>職 員 手 当 等</u>	
		<u>報 酬</u>	
		<u>共 済 費</u>	
		<u>報 償 費</u>	
		<u>旅 費</u>	
		<u>賃 金</u>	
		<u>盡 用 費</u>	
		<u>(消 耗 品 費)</u>	
		<u>(燃 料 費)</u>	
		<u>(印 刷 製 本 費)</u>	
		<u>(修 繕 費)</u>	
		<u>(食 料 費)</u>	
		<u>使 用 料</u>	
		<u>賃 借 料</u>	
		<u>役 務 費</u>	
		<u>(通 信 運 搬 費)</u>	
		<u>(保 險 料)</u>	
		<u>(手 数 料)</u>	
		<u>委 託 費</u>	
		<u>備 品 購 入 費</u>	
		<u>負 担 金</u>	
		<u>計</u>	

中国残留邦人等地域生活支援事業（略）

別添
地域福祉等推進特別事業（略）
安心生活基盤構築事業（略）

別添
生涯現役活躍支援事業

市区町村 名
(単位：円)

事業名	対 象 経 費	
	科 目	金 額

中国残留邦人等地域生活支援事業（略）

別添
地域福祉等推進特別事業（略）
安心生活基盤構築事業（略）

別添
地域資源・人材育成支援事業

市区町村 名
(単位：円)

事業名	対 象 経 費	
	科 目	金 額

別紙様式 7

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分)に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号をもって交付決定を受けた標記の補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付(一部取消)申請額 金 円

〔 内訳 国庫補助金既交付決定額 金 円
変更後国庫補助金所要額 金 円 〕

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な書類については、所要額調書は別紙1とし、その他については申請手続の様式に準ずる

4 添付書類

- (1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本
(注) 予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- (2) 法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書)及び事業実績報告書。
- (3) その他(事業の内容について参考となる資料を添付すること。)

別紙1 (略)

別紙様式 8

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分)に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号をもって交付決定を受けた標記の補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付(一部取消)申請額 金 円

〔 内訳 国庫補助金既交付決定額 金 円
変更後国庫補助金所要額 金 円 〕

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な書類については、所要額調書は別紙1とし、その他については申請手続の様式に準ずる

4 添付書類

- (1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本
(注) 予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- (2) 法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書)及び事業実績報告書。
- (3) その他(事業の内容について参考となる資料を添付すること。)

別紙1 (略)

別紙様式 8

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業分))に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 今回追加交付(一部取消)申請所要額調書(別記1)
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更に必要な諸様式については、所要額調書は別記1とし、その他については申請手続の様式に準ずる
- 4 添付書類
(1) 直近の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)
(2) 業務実施体制を明らかにした書類
(3) その他参考となる資料

別記1 (略)

別紙様式 9

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業分))に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 今回追加交付(一部取消)申請所要額調書(別記1)
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更に必要な諸様式については、所要額調書は別記1とし、その他については申請手続の様式に準ずる
- 4 添付書類
(1) 直近の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)
(2) 業務実施体制を明らかにした書類
(3) その他参考となる資料

別記1 (略)

別紙様式 9

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付決定通知書

市（区）町 村

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条（第1項の規定により、第3項の規定により、修正のうえ）次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省発社援第〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、（平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり）である。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

3～7 （略）

別紙様式 10

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付決定通知書

市（区）町 村

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条（第1項の規定により、第3項の規定により、修正のうえ）次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省発社援第〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、（平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり）である。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

3～7 （略）

別紙様式 1 0

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市（区）町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度セーフティネット
支援対策等事業費補助金については、（平成 年 月 日第 号申請に基づき、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、）決定の内容の一部を次の
とおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、（補助金等に係る予算の執行の適
同
正化
に関する法律（昭和30年法律第179号））第18条第1項の規定により、平成
年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月
〇〇日厚生労働省発社援第〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット
支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業で
あり、その内容は、平成 年 月 日申請書記載のとおりである。

2～4 （略）

別紙様式 1 1

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市（区）町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度セーフティネット
支援対策等事業費補助金については、（平成 年 月 日第 号申請に基づき、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、）決定の内容の一部を次の
とおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、（補助金等に係る予算の執行の適
同
正化
に関する法律（昭和30年法律第179号））第18条第1項の規定により、平成
年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月
〇〇日厚生労働省発社援第〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット
支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業で
あり、その内容は、平成 年 月 日申請書記載のとおりである。

2～4 （略）

別紙様式 1 1

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度セーフティネ
ット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す
る。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市（区）町村分の事業実績については、次のとお
り報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

- 1 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙１）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 事業実績報告（別紙２）
- 4 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別精算額
内訳書（別紙３）
- 5 その他参考となる書類

別紙様式 1 2

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度セーフティネ
ット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す
る。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市（区）町村分の事業実績については、次のとお
り報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

- 1 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙１）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 事業実績報告（別紙２）
- 4 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別精算額
内訳書（別紙３）
- 5 その他参考となる書類

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

都道府県
指定都市
中核市名

(単位：円)

1 都道府県・指定都市・中核市総表

区分 種 目	事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出決額 D	基準額 E	適定額 F	県・指定都市 中核市 補助基本額 G	県・指定都市 中核市 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 J	国庫補助金 交付決定額 K	国庫補助金 受入済額 L	国庫補助金 過不足額 (L-J)M
自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	計												
生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正実施推進事業												
	(3)生活保護適正化事業												
	(4)要配慮世帯等(補助率1/2分)(再掲)												
	(5)町村福祉事務所設置推進支援事業												
	計												
地域福祉増進事業	(6)地域福祉基盤整備事業												
	(7)地域福祉等推進特別支援事業												
	(8)安心生活基盤構築推進事業(うち安心生活創造推進事業分)												
	(9)生涯学習推進支援事業												
	(10)生涯学習推進特別事業												
	(11)生涯学習推進特別事業(補助率1.0/1.0)(再掲)												
	(12)ひさこり対策推進事業												
	(13)地域生活定着促進事業												
	計												
(15)中国残留邦人等地域生活支援事業													
小 計													
(14)自立支援プログラム策定実施推進事業													
地域福祉増進事業	(15)地域福祉基盤整備事業												
	(16)地域福祉支援事業												
	(17)地域福祉定着推進特別事業												
	(18)安心生活基盤構築事業(うち安心生活定着推進事業分)												
	(19)生涯学習推進特別事業(補助率1/4分)(再掲)												
	(20)生涯学習推進支援事業												
	計												
合 計													

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(13)及び(15)については1欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)及び(16)から(18)及び(20)については、1欄にはF欄とJ欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
4 (6) (15) (16)のA欄からJ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書(地域福祉増進事業分)」に依って記載すること。
5 1欄に千円未満の増数が生じた場合は切り捨てること。

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

都道府県
指定都市
中核市名

(単位：円)

1 都道府県・指定都市・中核市総表

区分 種 目	事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出決額 D	基準額 E	適定額 F	県・指定都市 中核市 補助基本額 G	県・指定都市 中核市 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 J	国庫補助金 交付決定額 K	国庫補助金 受入済額 L	国庫補助金 過不足額 (L-J)M
自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	計												
生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正実施推進事業												
	(3)生活保護適正化事業												
	(4)要配慮世帯等(補助率1/2分)(再掲)												
	(5)町村福祉事務所設置推進支援事業												
	計												
地域福祉増進事業	(6)地域福祉基盤整備事業												
	(7)地域福祉等推進特別支援事業												
	(8)安心生活基盤構築推進事業(うち安心生活創造推進事業分)												
	(9)生涯学習推進支援事業												
	(10)生涯学習推進特別事業												
	(11)生涯学習推進特別事業(補助率1.0/1.0)(再掲)												
	(12)ひさこり対策推進事業												
	(13)地域生活定着促進事業												
	計												
(15)中国残留邦人等地域生活支援事業													
小 計													
(14)自立支援プログラム策定実施推進事業													
地域福祉増進事業	(15)地域福祉基盤整備事業												
	(16)地域福祉支援事業												
	(17)地域福祉定着推進特別事業												
	(18)安心生活基盤構築事業(うち安心生活定着推進事業分)												
	(19)生涯学習推進特別事業(補助率1/4分)(再掲)												
	(20)生涯学習推進支援事業												
	計												
合 計													

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(13)及び(15)については1欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)及び(16)から(18)及び(20)については、1欄にはF欄とJ欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
4 (6) (16)のA欄からJ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書(地域福祉増進事業分)」に依って記載すること。
5 1欄に千円未満の増数が生じた場合は切り捨てること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市名
(単位：円)

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	県・指定都市 中核市 補助基本額	県・指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
直 接 補 助	地域福祉 基盤整備事業	地域福祉推進支援事業									
		民生委員・児童委員研修事業									
		福祉人材 確保推進事業	都道府県福祉人材 センター運営事業								
			介護福祉士等 修学資金貸付事業								
		都道府県戦略依引等研修事業									
		社会福祉法人指導監督事業									
		社会福祉法人新会計基準研修事業									
		消費生活協同組合指導監督事業									
		災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業									
		小 計									
間 接 補 助	地域福祉 基盤整備事業	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業									
		災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業									
	地域福祉 支援事業	貸付事業推進費（事務費）									
		生活福祉資金 貸付事業	貸付事業推進費 （事務費（定額分））								
			貸付原資（要保護分）								
			貸付原資（療養災害分）								
			貸付原資（一般分）								
	運営適正化委員会設置運営事業										
		小 計									

- （記入要領）
1 直接補助事業について
（1）F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
（2）I欄は、F欄の額を記入すること。
（3）J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。
2 間接補助事業について（※記入要領1の（1）及び（3）は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。）
I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 支出済額内訳書

（1）、（2） （略）

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市名
(単位：円)

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
直 接 補 助	地域福祉 基盤整備事業	民生委員・児童委員研修事業									
		福祉人材 確保推進事業	福祉人材確保推進事業								
			介護福祉士等 修学資金貸付事業								
		都道府県戦略依引等研修事業									
		社会福祉法人指導監督事業									
		社会福祉法人新会計基準研修事業									
		消費生活協同組合指導監督事業									
		災害救助 対策等事業	災害救助対策事業								
			被災者生活再建支援事業								
		小 計									
間 接 補 助	地域福祉 基盤整備事業	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業									
		貸付事業推進費（事務費）									
	地域福祉 支援事業	生活福祉資金 貸付事業	貸付事業推進費 （事務費（定額分））								
			貸付原資（要保護分）								
			貸付原資（療養災害分）								
			貸付原資（一般分）								
	運営適正化委員会設置運営事業										
		小 計									

- （記入要領）
A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。
【直接補助事業について】
（1）F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
（2）I欄は、F欄の額を記入すること。
（3）J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。
【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の（1）及び（3）は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。
（1）I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 支出済額内訳書

（1）、（2） （略）

(3) ア、イ (略)

ウ 地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙 1 の D (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。

2 要綱別紙様式 3 の別紙 1 (所要額算出内訳書) に記載した順に事業を並べて記載すること。

エ、オ (略)

(3) ア、イ (略)

ウ 地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙 1 の D (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。

2 要綱別紙様式 4 の別紙 1 (所要額算出内訳書) に記載した順に事業を並べて記載すること。

エ、オ (略)

九、生涯現役活躍支援事業

都道府県
指定都市
中核市名
(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
2 要綱別紙様式3の別紙1(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

キ、ク (略)

九、地域資源・人材育成支援事業

都道府県
指定都市
中核市名
(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
2 要綱別紙様式4の別紙1(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

キ、ク (略)

（削除）

（４）生活困窮者自立促進支援モデル事業

都道府県

指定都市 名

中 核 市

（単位：円）

<u>事業名</u> <u>（実施期間）</u>	<u>支出済額内訳</u>		
	<u>科 目</u>	<u>支出済額</u>	<u>積算内訳</u>
<u>（ ）</u>			
	<u>計</u>		

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙2の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙2の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

別紙2
(1) ア、イ (略)

ウ 地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

- (注) 1 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。
- 2 要綱別紙様式 3 の別紙1 (所要額算出内訳書) に記載した順に事業を並べて記載すること。

エ、オ (略)

別紙2
(1) ア、イ (略)

ウ 地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

- (注) 1 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。
- 2 要綱別紙様式 4 の別紙1 (所要額算出内訳書) に記載した順に事業を並べて記載すること。

エ、オ (略)

カ 生涯現役活躍支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

- (注) 1 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。
- 2 要綱別紙様式 3 の別紙 1 (所要額算出内訳書) に記載した順に事業を並べて記載すること。

キ、ク (略)

(2) ～ (7) (略)

カ 地域資源・人材育成支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

- (注) 1 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。
- 2 要綱別紙様式 4 の別紙 1 (所要額算出内訳書) に記載した順に事業を並べて記載すること。

キ、ク (略)

(2) ～ (7) (略)

事業実績報告書
災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

1. 実施主体（ネットワーク本部事務局）

ア 実施主体名	
イ 担当部署	
ウ 担当者	
エ 電話番号	
オ e-mail	

注）都道府県知事が認める社会福祉法人等が実施主体となる場合には、都道府県及び社会福祉法人等の双方について記載

2. 事業実績

事業名				
事業実施内容				
事業を実施した効果				
研修・訓練等※	実施回数	回	参加者数	名
ネットワーク の構成団体と その役割	構成団体名		役割分担等の具体的内容	

※ 災害福祉支援チームの研修、訓練等を行った場合には、実施回数及び参加者数について記載すること。

《新設》

別紙 2 (9)

実施実績表

	H26. 4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容	O日 OO検討会 O~O日 OO研修会					

	10月	11月	12月	H27. 1月	2月	3月
事業実施内容						

別紙 2 （ 1 0 ）

〈新設〉

（支出実績内訳）

科 目	対象経費支出済額	積算内訳
	円	円
報償費		
旅費		
賃金		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
食糧費		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費		
雑役務費		
通信運搬費		
保険料		
手数料		
委託料		
（委託料内訳も明記）		
備品購入費		
（単価 3 0 万円未満）		
合 計		

都道府県
指定都市 名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

(注 1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注 2) 「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙 2 の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(注 3) 「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙 3 の「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「3. 事業計画」で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

都道府県
指定都市 名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

(注 1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注 2) 「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙 2 の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(注 3) 「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙 3 の「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「3. 事業計画」で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

(別紙3)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市(区) 町村別精算額内訳

郡道町番号

区 分		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	基準額	補正額	市区町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入額	国庫補助金過剰不足額
区 分		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-I)L
市 区 町 村 分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
	計												
	生活保護 適正実施推進事業	(2) 生活保護適正化事業 (3) 業務効率化事業 (補助率1/2分)(既掲)											
	計												
	地域福祉増進事業	(4) 町村事務所設置推進支援事業											
	計												
	地域福祉増進事業	(5) 地域福祉基盤整備事業 (6) 地域福祉等推進特別支援事業 (7) 安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8) 地域福祉等推進特別支援事業 (補助率1.0/1.0)(既掲)											
	計												
	(10) 中国残留邦人等地域生活支援事業												
	小 計												
間接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(11) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
	地域福祉増進事業	(12) 地域福祉等推進特別支援事業 (13) 生活保護適正化支援事業											
	小 計												
	合 計												
市 区 町 村 分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
	計												
	生活保護 適正実施推進事業	(2) 生活保護適正化事業 (3) 業務効率化事業 (補助率1/2分)(既掲)											
	計												
	地域福祉増進事業	(4) 町村事務所設置推進支援事業											
	計												
	地域福祉増進事業	(5) 地域福祉基盤整備事業 (6) 地域福祉等推進特別支援事業 (7) 安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8) 地域福祉等推進特別支援事業 (補助率1.0/1.0)(既掲)											
	計												
	(10) 中国残留邦人等地域生活支援事業												
	小 計												
間接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(11) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
	地域福祉増進事業	(12) 地域福祉等推進特別支援事業 (13) 生活保護適正化支援事業											
	小 計												
	合 計												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない方の額を記入すること。
2 (1)から(10)については、I欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
3 また、(11)から(13)については、H欄にはF欄とG欄と比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

(別紙3)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市(区) 町村別精算額内訳

郡道町番号

区 分		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	基準額	補正額	市区町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入額	国庫補助金過剰不足額
区 分		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-I)L
市 区 町 村 分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
	計												
	生活保護 適正実施推進事業	(2) 生活保護適正化事業 (3) 業務効率化事業 (補助率1/2分)(既掲)											
	計												
	地域福祉増進事業	(4) 町村事務所設置推進支援事業											
	計												
	地域福祉増進事業	(5) 地域福祉基盤整備事業 (6) 地域福祉等推進特別支援事業 (7) 安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8) 地域福祉等推進特別支援事業 (補助率1.0/1.0)(既掲)											
	計												
	(10) 中国残留邦人等地域生活支援事業												
	小 計												
間接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(11) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
	地域福祉増進事業	(12) 地域福祉等推進特別支援事業 (13) 地域福祉・人材育成支援事業											
	小 計												
	合 計												
市 区 町 村 分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
	計												
	生活保護 適正実施推進事業	(2) 生活保護適正化事業 (3) 業務効率化事業 (補助率1/2分)(既掲)											
	計												
	地域福祉増進事業	(4) 町村事務所設置推進支援事業											
	計												
	地域福祉増進事業	(5) 地域福祉基盤整備事業 (6) 地域福祉等推進特別支援事業 (7) 安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分) (8) 地域福祉等推進特別支援事業 (補助率1.0/1.0)(既掲)											
	計												
	(10) 中国残留邦人等地域生活支援事業												
	小 計												
間接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(11) 自立支援プログラム策定実施推進事業											
	地域福祉増進事業	(12) 地域福祉等推進特別支援事業 (13) 地域福祉・人材育成支援事業											
	小 計												
	合 計												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない方の額を記入すること。
2 (1)から(10)については、I欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
3 また、(11)から(13)については、H欄にはF欄とG欄と比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別紙様式 1 2

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分) の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告
について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

(注) 国庫補助所要額(精算額調書中、H欄に記載されるべき金額)を記入すること。

2 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)精算額調書(別紙1)

3 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)事業実施報告書及び支
出済額内訳書(別紙2)

4 事業概略書(別紙3)

5 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)決算(見込)書抄本。

(注) 決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 調査研究等事業については、調査研究等の報告書(成果物)を 別途指定された部数添付すること。ま
た、報告書は別紙4を参考に作成すること。

(3) その他、事業の内容について参考となる資料を添付すること。

別紙1～4 (略)

別紙様式 1 3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分) の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告
について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

(注) 国庫補助所要額(精算額調書中、H欄に記載されるべき金額)を記入すること。

2 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)精算額調書(別紙1)

3 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)事業実施報告書及び支
出済額内訳書(別紙2)

4 事業概略書(別紙3)

5 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)決算(見込)書抄本。

(注) 決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 調査研究等事業については、調査研究等の報告書(成果物)を 1.1部を添付すること。また、報告書
は別紙4を参考に作成すること。

(3) その他、事業の内容について参考となる資料を添付すること。

別紙1～4 (略)

別紙様式 13

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業 (全国支援事業分)) の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助
金に係る事業の実績報告について、次のとおり報告する。

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業 (全国支援事業) 分) 精算書 (別記 1)
- (2) 対象経費支出済額算出明細書 (別記 2)
- (3) 事業実績報告書 (別記 3)
- (4) 収入支出決算書
- (5) その他参考となる資料

別記 1 ～ 3 (略)

別紙様式 14

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業 (全国支援事業分)) の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助
金に係る事業の実績報告について、次のとおり報告する。

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業 (全国支援事業) 分) 精算書 (別記 1)
- (2) 対象経費支出済額算出明細書 (別記 2)
- (3) 事業実績報告書 (別記 3)
- (4) 収入支出決算書
- (5) その他参考となる資料

別記 1 ～ 3 (略)

別紙様式 14

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度セーフティネ
ット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す
る。

- 1 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 その他参考となる資料

別紙様式 15

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度セーフティネ
ット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す
る。

- 1 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 その他参考となる資料

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市 (区) 町村名

(単位：円)

1 市 (区) 町村分総表

区分 種 目	総事業費 寄付金その他の収入額	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出済額	基準額	決定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 過△不足額
	A	B	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-1) L
自立支援プログラム策定実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業										
計											
生活保護適正実施推進事業	(2) 生活保護適正化事業										
	(3) 業務効率化事業 (補助率 1/2 分) (西橋)										
	(4) 町村福祉事務所設置 設置推進支援事業										
計											
地域福祉増進事業	(5) 地域福祉基盤整備事業										
	(6) 地域福祉等推進特別支援事業										
	(7) 安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分)										
	(8) 生涯現役支援事業 (補助率 1.0/1.0) (西橋)										
計											
(10) 中国残留邦人等地域生活支援事業											
間接補助	(11) 自立支援プログラム策定実施推進事業										
地域福祉増進事業	(12) 地域福祉等推進特別支援事業										
	(13) 生涯現役支援事業										
合 計											

(注) 1 F 欄には、C 欄と D 欄と比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(10)については、H 欄には F 欄の額を、I 欄には H 欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(13)については、H 欄には F 欄と G 欄とを比較して少ない額を記載すること。ただし、平均未満の増減が生じた場合は切り捨てること。

2 支出済額内訳書

(1)、(2) (略)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市 (区) 町村名

(単位：円)

1 市 (区) 町村分総表

区分 種 目	総事業費 寄付金その他の収入額	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出済額	基準額	決定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 過△不足額
	A	B	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-1) L
自立支援プログラム策定実施推進事業	(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業										
計											
生活保護適正実施推進事業	(2) 生活保護適正化事業										
	(3) 業務効率化事業 (補助率 1/2 分) (西橋)										
	(4) 町村福祉事務所設置 設置推進支援事業										
計											
地域福祉増進事業	(5) 地域福祉基盤整備事業										
	(6) 地域福祉等推進特別支援事業										
	(7) 安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分)										
	(8) 地域資源・人材育成支援事業										
計											
(10) 生活困難者自立支援支援モデル事業											
(10) 中国残留邦人等地域生活支援事業											
間接補助	(11) 自立支援プログラム策定実施推進事業										
地域福祉増進事業	(12) 地域福祉等推進特別支援事業										
	(13) 地域資源・人材育成支援事業										
合 計											

(注) 1 F 欄には、C 欄と D 欄と比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(10)については、H 欄には F 欄の額を、I 欄には H 欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(13)については、H 欄には F 欄と G 欄とを比較して少ない額を記載すること。ただし、平均未満の増減が生じた場合は切り捨てること。

2 支出済額内訳書

(1)、(2) (略)

(3) 地域福祉増進事業
ア 地域福祉等推進特別支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
2 要綱別紙様式 6 の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

イ (略)

(3) 地域福祉増進事業
ア 地域福祉等推進特別支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
2 要綱別紙様式 7 の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

イ (略)

ウ 生涯現役活躍支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 要綱別紙様式 6 の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

ウ 地域資源・人材育成支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 要綱別紙様式 7 の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

〈削除〉

（４）生活困窮者自立促進支援モデル事業

市区町村名 _____

（単位：円）

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村名

(単位：円)

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙2の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村名

(単位：円)

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙2の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

3 地域福祉増進事業実績報告書
ア 地域福祉等推進特別支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名	実施主体	委託先	事業実績

(注) 要綱別紙様式五の別紙（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

イ (略)

3 地域福祉増進事業実績報告書
ア 地域福祉等推進特別支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名	実施主体	委託先	事業実績

(注) 要綱別紙様式五の別紙（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

イ (略)

ウ 生涯現役活躍支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名	実施主体	委託先	事業実績

(注) 要綱別紙様式 6 の別紙（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

4 中国残留邦人等地域生活支援事業 （略）

ウ 地域資源・人材育成支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名	実施主体	委託先	事業実績

(注) 要綱別紙様式 7 の別紙（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

4 中国残留邦人等地域生活支援事業 （略）

別紙様式 15

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付額確定通知書

市（区）町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

別紙様式 16

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付額確定通知書

市（区）町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

